

みんなの 介護保険

vol.6
2002.OCT

広域連合だより

福岡県介護保険広域連合広報



よくある質問

介護保険Q&A

- ◎平成13年度決算報告
- ◎議会だより
 - 平成14年第2回福岡県介護保険広域連合議会定例会
- ◎支部紹介
- ◎お知らせ
 - 住宅改修のトラブルが増えています
 - 福祉用具購入、住宅改修が利用しやすくなります
- ◎次期事業計画策定のお知らせ

介護保険 Q&A



Q1. 介護保険制度は私たちとどういう関係があるのですか？

A. 介護保険は「高齢化の影響で社会全体が疲れてしまわないようにサポートする制度」です。高齢化社会において、介護の問題は無関心ではいられない誰にでも関係あることなのです。

被保険者

すべてのお年寄りが健康であれば一番いいのですが、75歳以上になると、ほぼ3人に1人が介護が必要となっているのが現実です。けがや病気はもちろん、年を重ねるだけでも身体は弱っていくものです。社会や家族から適切な介護が受けられず、寝たきりの生活を送るという事態は誰でも避けたいはず。人間が年をとる以上、誰でも無関係ではられません。「備えあれば憂いなし」なのです。

介護が必要となった場合でも (介護保険のサービス)

専門知識を持ったケアマネジャーにより、その人の身体状況や生活様式に合わせた介護サービス計画を作成し、自宅で介護サービスを受けたり、必要であれば施設に入る事が出来ます。

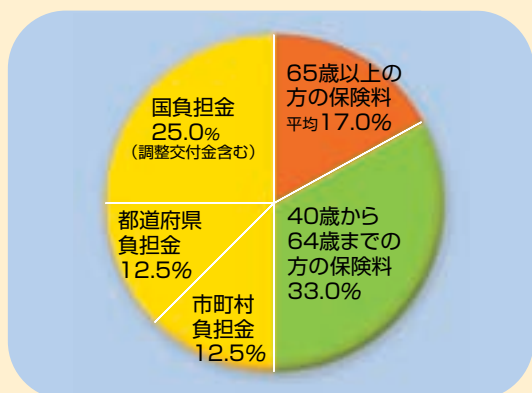
ご家族

身近な方(両親や祖父母、年配のご夫婦は配偶者)が要介護者になる事もあり得ます。社会的な支援がなければ、人を雇うか自力で介護するしかありません。人を雇うには大きな経済的負担を覚悟しなくてはなりませんし、自力で介護するには多大な労力がかかるので、仕事や日常生活に支障を及ぼすことになります。この大きな負担を社会全体で助け合うのが介護保険制度です。

いつ自分や家族の身に降りかかって、慌てずに、きちんと介護していけるように、介護保険に対してみなさんのご理解とご支援が必要なのです。

Q2. 私達の支払う保険料はどの様に使われるのですか。

A. 介護サービス費用の財源は大きく分けると、3つの柱から成っています。



〔介護サービス費用の財源内訳〕

皆さんが納めた保険料はすべて、介護が必要な方が利用した「介護サービス費用」としてサービス事業者に支払う財源となります。

介護サービスにかかる費用は、全体の17%(平成15年度より18%)を65歳以上の方々の保険料でまかない、残りの83%を40～64歳の方々の保険料と、国や県、市町村がそれぞれの割合で受け持ち、介護保険を社会全体で支えていくしくみとなっています。(左図をご参照ください)

Q3. 介護保険の保険料の決め方はどうなっているのですか。

A. 介護保険料は、広域連合の介護サービスにかかる総費用から基準額を算出し、その上で個人の負担が重くなりすぎないように前年中の所得に応じて5つの段階に分けられます。

$$\text{基準額} = \frac{\text{広域連合の介護サービス総費用のうち第1号被保険者(65歳以上の方)負担分}}{\text{広域連合の第1号被保険者数(65歳以上の方)}}$$

広域連合における平成12年4月～平成15年3月までの

保険料基準額(年額)は、34,896円(基準月額2,908円×12月=34,896円)です。

※この計算式はわかりやすく示したものであり、実際のものとは異なります。

所得段階	対 象 者	基準額×割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.5	17,448円
第2段階	本人及び世帯員全員が住民税非課税	基準額×0.75	26,172円
第3段階	本人が住民税非課税(世帯員の中に住民税課税者がいる)	基準額×1.0	34,896円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満	基準額×1.25	43,620円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上	基準額×1.5	52,344円

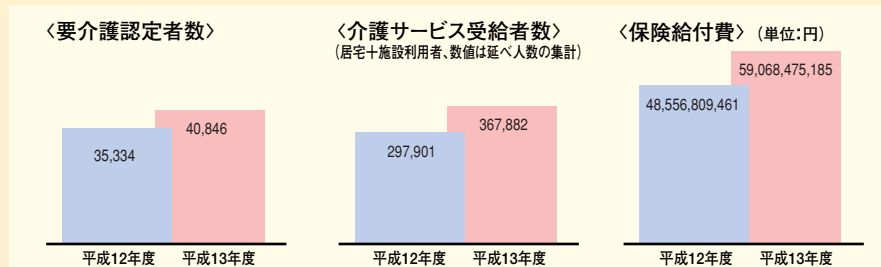
※保険料(年額)は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

※「合計所得金額」とは、例えば年金収入のみの方であれば、年金収入額から公的年金控除額を差し引いた額です。

※保険料は、基準日(毎年4月1日)における本人及び世帯の市町村民税課税状況、並びに本人の所得状況をもとにして決定しています。

[介護保険サービス利用者数(延べ人数)及び介護給付費の実績]

介護保険法が一般の方に認知されるにつれて、サービス利用が伸び、それとともに保険給付費も増えています。給付実態に合った介護保険料の見直しが必要になります。



Q4. 保険料を滞納するとどうなりますか。

A. 滞納した期間に応じて「給付制限」を受ける事になります。
「給付制限」とは、介護保険料を滞納すると保険給付の全部または一部が制限されることで以下のような制限があります。



1年以上滞納した場合

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、9割の保険給付は申請が必要になります。被保険者証には「支払方法変更の記載」が行われます。

1年6カ月以上滞納した場合

保険給付が一時差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。

2年以上滞納した場合

保険給付の割合を9割から7割に引き下げられます。(保険料未納期間に応じて)つまり自己負担が1割から3割に引き上げられるとともに、高額サービス費は支給されません。

※災害など、特別な事情がないのに保険料の滞納が続いた場合は、上記のような措置がとられます。納め忘れないように気を付けてください。

Q5. 保険料の納め方がよく分からないのですが。

A. 介護保険料は原則として年金から納めますが、それぞれの年金の種類と年金額等によって納め方が3つに分かれます。

特別徴収 …年金から天引き。
偶数月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)。

[対象者]

- 月額15,000円(年額18万円)以上の老齢(または退職)年金を受給している方(遺族年金・障害年金等は除きます)。



(保険料額決定通知書)



普通徴収 …金融機関の口座振替や納付書による直接納付。
8月から翌年3月までの年8回(8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月)。

[対象者]

- 年金額が月額15,000円未満の方、遺族年金・障害年金等を受給している方。



(納付書)

併用徴収 …普通徴収と特別徴収とを併用した方法。

[対象者]

- 前年度は普通徴収であったが、今年度から特別徴収となる方。
- 前年度に65歳到達あるいは転入(広域連合外からの転入)した方で、特別徴収対象者。

※保険料の天引き対象となる年金の種類は、法令で定められています(障害年金・遺族年金などは対象となりません)。また、天引き対象となる年金を複数受給している場合には、法令で定められている順位にしたがって天引きする年金が決まっています。このため、本人の希望で年金の種類を変更することはできません。

※介護保険法では、年金を月額15,000円以上(年額18万円)以上受給されている方については、年金からの差し引き(特別徴収)で納めることとされています。このため、特別徴収で納めている方は、本人の希望で納付書による納付方法(普通徴収)に変更することはできません。

Q6. 「口座振替」にはどんな利点があるのですか。

A. 口座振替を利用すると、普通徴収の方については保険料を納めるために何度も金融機関に足を運んでいただく手間と時間が省けます。また、特別徴収の方でも現況届の未提出、年金担保、年金差し止めなどの理由で年金が支給停止となった時は、介護保険料を納付書で納めていただくことがあります。その場合、口座振替だとお申し込みいただいた口座から振替できるため、納め忘れの心配がありません。

【口座振替開始時期について】

- 毎月1日から15日までのお申し込み
→翌月以降の納期から口座振替。
- 毎月16日から月末までのお申し込み
→翌々月以降の納期から口座振替。

※なお、一度手続きをされると毎年自動的に更新されます。

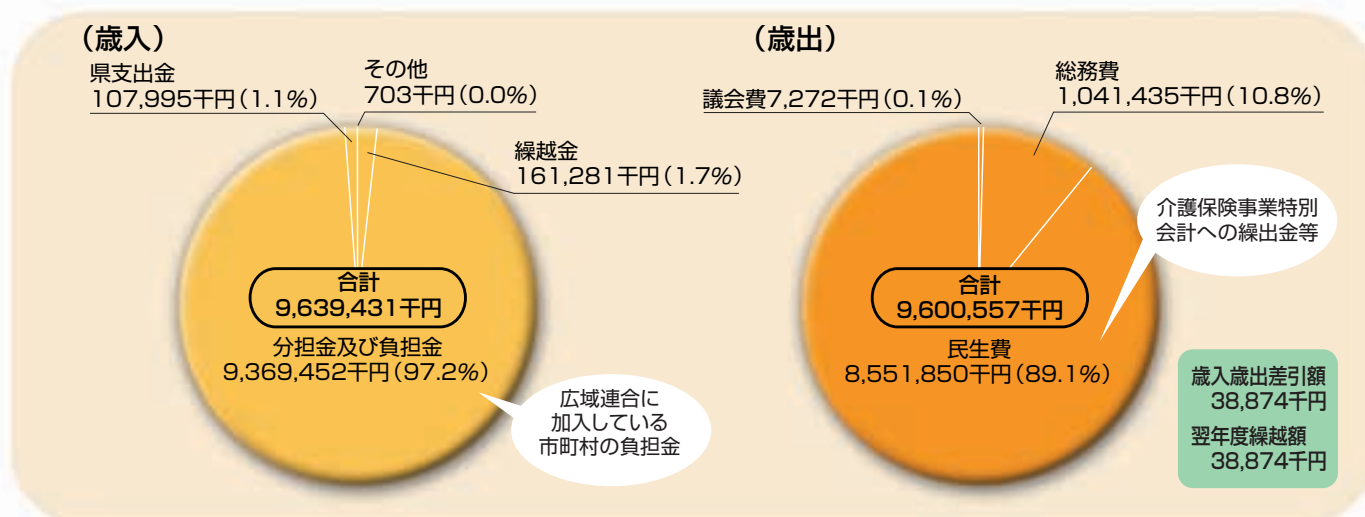
(注)口座振替が開始される月以前の介護保険料は、納付書により納付していただきます。

【取扱い金融機関一覧】

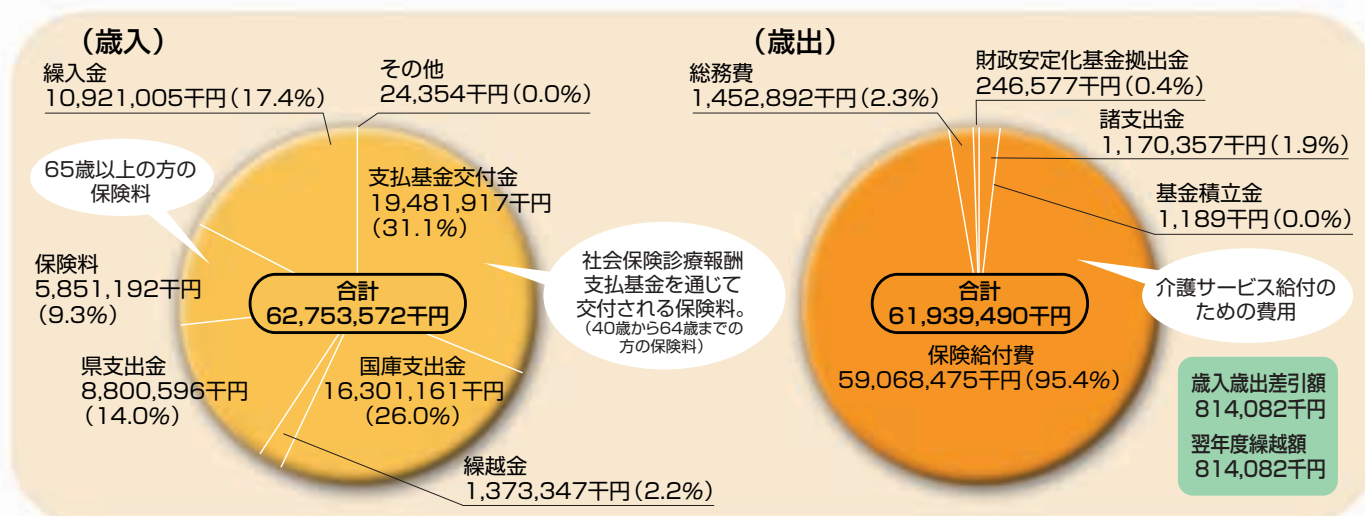
- 1.郵便局 2.銀行(次の各銀行の本支店) 福岡・西日本・福岡シティ・筑邦・大分・佐賀・福岡中央・長崎・九州・豊和
- 3.信用金庫(次の各信用金庫の本支店) 新北九州・福岡ひびき・門司・直方・飯塚・福岡・遠賀・筑後・大牟田・柳川・大川・田川・築上・大分みらい
- 4.信用組合(次の各信用組合の本支店) 福岡県中央・東福岡・福岡興業・福岡県南部・福岡南
- 5.福岡県内の各農協の本支所 6.福岡県内の一部漁協の本支店 7.九州労働金庫の本支店

平成13年度 決算報告

一般会計（広域連合全体の組織運営・管理に必要な経費）



介護保険事業特別会計（介護保険事業を行うために必要な経費）



議会だより

平成14年第2回福岡県介護保険広域連合議会定例会（平成14年7月29日開会）



この定例会では、議案2件と認定2件が審議され、すべて原案通り可決されました。
議案等については右のとおりです。

認定	
第1号認定	平成13年度福岡県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
第2号認定	平成13年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案	
第8号議案	平成14年度福岡県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)について
第9号議案	平成14年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

私たちが窓口です

支部紹介

嘉穂・山田支部 〈・職員11人・認定調査員17人・介護相談員12人〉



広域連合の中でも担当範囲が広く、認定申請も2番目に多い嘉穂・山田支部。4月に赴任したばかりの認定係長・原幸司さんは「とにかく忙しい毎日。まったくはじめての仕事ですし、申請もうなぎのぼりですから」と、充実感にあふれた表情で語ります。「認定調査員それぞれの判断基準を平準化するのに気を注ぐ」というのは保健師・松尾光子さん。介護保険制度が始まってまだ3年、調査を公平に実施するための個別相談や悩みは尽きないようです。総務係長・岡田弘子さんからは「スタッフは年齢層も20代から50代まで幅広いし、出身も色々なので様々な意見が交換できていいですね」という声が聞かれました。1市8町から来たスタッフ構成は、まるで広域合併したかのように多彩。それぞれが市町の代表といった意気込みを持って仕事に取り組んでいます。

八女支部

〈・職員7人・認定調査員7人・介護相談員6人〉



「とにかく広い。それが八女支部の特徴です」と切り出したのは事務長・久保田茂義さん。「遠いときは片道40kmの道を車で移動します」と続けるのは調査員・藤本ミユキさん。山間部の過疎地域で90歳の親を70歳の息子が介護している様子を見たときは驚いたけど、得るものも多かったそうです。調査員の竹井直美さんは、お年寄りの状態を客観的に聞き取ることの難しさを語った上で「自分自身の将来にも直接つながりのある仕事にとってもやりがいを感じる」とか。認定係長・小川竜二さんは「ひとつひとつの疑問や問い合わせにきちんと対処していくのが我々の仕事です」と制度を支えていく気概を語られました。

また、事業所・市町村・支部が連絡を密にし「可能な限り在宅で、身体機能が低下しても普通の暮らしができるように」を目指して仕事に取り組んでいます。

介護用語

ひとくちコラム

「認定調査員」

調査員は認定申請された高齢者宅を訪問して状況を調査・報告し、それが介護認定の基礎データになります。原則として特別研修を受けた職員ですが、委託を受けたケアマネジャーが調査する場合もあります。

「ケアマネジャー」

ケアマネジャーとは、保健・医療・福祉の専門業務に5年以上従事した上で、全国の都道府県で実施される試験に合格し、所定の研修を受けた人たちのことを言います。

福岡県介護保険広域連合に加入の72市町村

粕屋支部

糟屋郡久山町大字久原3168-1
粕屋医師会館等広域施設3階
☎092-652-3111 Fax 092-652-3106
宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町

宗像支部

宗像郡津屋崎町大字津屋崎849
☎0940-34-5700 Fax 0940-34-5702
津屋崎町・玄海町・大島村

遠賀支部

遠賀郡遠賀町大字今古賀513
遠賀町役場横 車庫棟2階
☎093-291-5266 Fax 093-291-5281
芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町

鞍手支部

鞍手郡宮田町大字宮田20-5
☎0949-34-5046 Fax 0949-34-5047
小竹町・鞍手町・宮田町・若宮町

嘉穂・山田支部

嘉穂郡稲築町大字鴨生392-1
☎0948-20-5016 Fax 0948-20-5020
山田市・桂川町・稲築町・碓井町・嘉穂町・筑穂町・穂波町・庄内町・額田町

朝倉支部

甘木市大字甘木873-3 甘木朝倉市町村会館内
☎0946-21-8021 Fax 0946-21-8031
杷木町・朝倉町・三輪町・夜須町・小石原村・宝珠山村

糸島支部

前原市前原中央2-13-17
☎092-331-2033 Fax 092-331-2036
二丈町・志摩町

浮羽・三井支部

浮羽郡吉井町699-1
☎09437-4-5355 Fax 09437-4-5353
吉井町・田主丸町・浮羽町・北野町・大刀洗町

三潁支部

三潁郡大木町大字八町牟田255-7
☎0944-75-2172 Fax 0944-75-2175
城島町・大木町・三潁町

八女支部

八女市大字津江565-3
☎0943-25-2005 Fax 0943-25-2073
黒木町・上陽町・立花町・広川町・矢部村・星野村

柳川・山門・三池支部

山門郡瀬高町大字小川116-3
山門三池郡自治会館内
☎0944-64-1230 Fax 0944-64-1233
柳川市・瀬高町・大和町・三橋町・山川町・高田町

田川支部

田川市新町18-7 田川自治会館内
☎0947-49-1093 Fax 0947-49-1097
田川市・香春町・添田町・金田町・糸田町・川崎町・赤池町・方城町・大任町・赤村

京都支部

京都郡勝山町大字上田941-1
☎0930-32-8032 Fax 0930-32-8034
犀川町・勝山町

豊築支部

豊前市大字八屋1702-5
☎0979-84-1111 Fax 0979-84-1116
豊前市・椎田町・吉富町・築城町・新吉富村・大平村

本 部

福岡市博多区千代4-1-27
福岡県自治会館内
☎092-643-7055
Fax 092-641-2432

●連合データ
人口/1,102,368人
うち65歳以上:239,924人
高齢者率:21.8%
(平成14年3月31日現在)

住宅改修のトラブルが急増しています

最近、介護保険の利用者を狙った悪質な業者によるトラブルが増えています。「介護保険を使えばタダで工事ができますよ」といった勧誘には要注意。

介護保険では、要介護や要支援の認定を受けると住宅改修費の支給を受けることができますが、通常工事費の1割が自己負担であり、介護保険で支払われる金額は18万円が限度です。また、介護保険で支払われる対象工事が定められておりますので、今後、住宅改修を考えられている方はトラブルに巻き込まれないように、市町村または介護保険広域連合に事前に相談することをお勧めします。

悪質業者の以下のような言動には要注意！

- 「役所、ケアマネジャーの紹介で」という偽虚の営業。
- 突然訪問し強引な勧誘、長時間居座り、契約を迫る。
- 「モニター価格で」など根拠のない割引で契約を迫り、実は不当に高い工事費を請求。
- しつように追加工事を要求。
- 要望を聞かず一方的に話を進めてしまう。

住宅改修をするときには気を付けて！

- 必ず事前にケアマネジャー等に相談をしましょう。
- 複数の業者から見積をとるのも対策のひとつです。
- 工事が始まってからでは手後れになりかねません。

もし、契約してしまったら

訪問販売による自宅での契約は、契約から8日間以内なら、契約を解除（クーリング・オフ）できることが法律で定められています。

※不審に思われたときは、市町村窓口や介護保険広域連合にご相談ください。（問い合わせ先は5ページを参照してください）

福祉用具購入、住宅改修が利用しやすくなります。（受領委任払について）

今まで、介護保険で福祉用具を購入したり住宅改修を行ったりする場合には、いったん費用の全額を支払った後、広域連合へ支給申請を行って費用の9割分（限度額：福祉用具購入は9万円、住宅改修は18万円）を受け取るという方法（償還払）を取らなければなりませんでした。

平成14年10月から、これらのサービスは「受領委任払」という方法で利用できるようになります。受領委任払とは、いったん費用の全額を自己負担するのではなく、最初から1割の費用負担でサービスが利用できる方法です。

ただし、受領委任払でサービスを利用するためには、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- 既に介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けていること
- 介護保険料の滞納が全くないこと
- サービス事業者が福岡県介護保険広域連合と受領委任払に関して契約していること

※受領委任払でサービスを利用する場合には、事前に手続きが必要です。詳しい内容は、市町村窓口や介護保険広域連合にご相談ください。（問い合わせ先は5ページを参照してください）

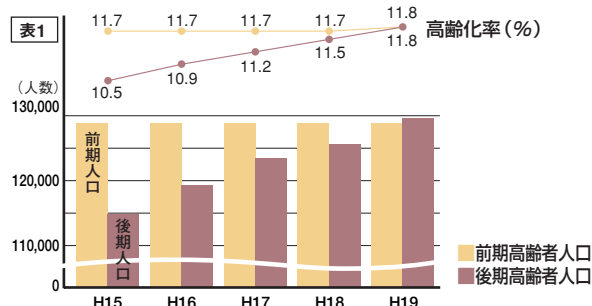
次期事業計画策定のお知らせ (平成15～19年度計画)

現在、平成15年度から始まる第2期介護保険事業計画の策定に取り組んでいます。計画策定にあたり、有識者や医療・保健・福祉関係者及び住民の代表者からなる策定委員会を設置し、広域連合の現状を踏まえて次期の介護サービス量の適切な見込みや保険料について審議をいただいています。

平成19年には後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回る (※表1)

高齢者人口 (65歳以上の人口)	今後5カ年で全体的に増加傾向
前期高齢者人口 (65歳以上75歳未満)	横ばい
後期高齢者人口 (75歳以上)	増加傾向

平成19年→後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回る



平成14年の後期高齢者の3人に1人は要介護・要支援認定者 (※表2)

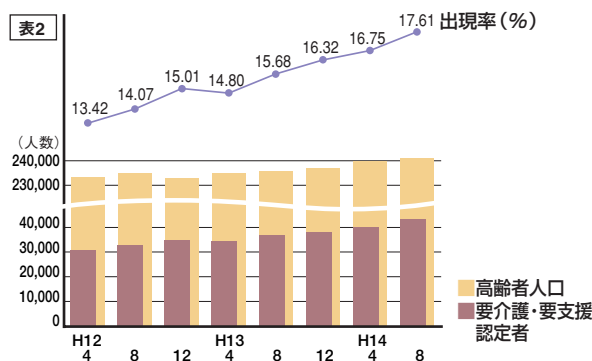
高齢者人口 (65歳以上)	241,517名
要介護・要支援認定者数	42,522名 17.61% (出現率)
	出現率: 高齢者人口に占める要介護・要支援認定者数の割合

前期高齢者 (65～74歳) の人口 129,645名・認定者数 7,077名 (5.45%)

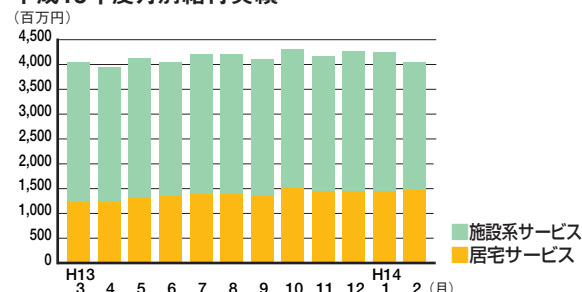
後期高齢者 (75歳以上) の人口 111,872名・認定者数 35,445名 (31.68%)

後期高齢者における要介護・要支援認定者の割合が高く、広域連合の場合ほぼ3人に1人が要介護・要支援認定者ということになります

(平成14年8月末の資料より)



平成13年度月別給付実績



策定委員会の開催経過と今後の予定

第1回	平成14年 2月25日	福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画の考え方
第2回	平成14年 4月30日	広域連合の概要・基本的理念・計画策定の趣旨
第3回	平成14年 6月25日	介護保険の現状・第2期計画の見込み・市町村との連携について
第4回	平成14年 8月27日	広域連合の人口推計・次期計画での介護サービスの推計(1)について
第5回	平成14年10月 1日	次期計画での介護サービスの推計(2)・計画推進のための施策について
第6回	平成14年10月24日	広域連合の効果及び課題・介護サービス量推計の最終見込みについて
第7回	平成14年11月28日(予定)	答申案の検討
第8回	平成14年12月24日(予定)	答申

ご意見をお寄せください

皆様のご意見を今後の介護保険事業に活かしていきたいと考えております。
 送付先:〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27 福岡県介護保険広域連合本部
 FAX/092-641-2432まで 郵便またはFAXにてお願いします。